

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（東北電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネBプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネBプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) 実質再エネCプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) 実質再エネCプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>9 電力需要 実質再エネ動カプラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>9 電力需要 実質再エネ動カプラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><input type="checkbox"/> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食ベとエコプラン（東北電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 食ベとエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 食ベとエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食ベとエコプラン（東北電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコプランC</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅳ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコプランC</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食べとエコプラン（東北電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとエコプラン（東北電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとエコプラン（東北電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコプランC</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅳ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコプランC</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食べとエコプラン（東北電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ⅱ)に該当し、かつ、(ⅳ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ⅱ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 (1) エネワンハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 (1) エネワンハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) エネワンバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) エネワンバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(3) エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(3) エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) 実質再エネバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) 実質再エネバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(3) 実質再エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(3) 実質再エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 (1) 食べとくエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 (1) 食べとくエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅷ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p>(Ⅷ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅷ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること</p> <p>(Ⅷ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅰ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること <u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅷ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p>(Ⅷ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅷ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 実質再エネ食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p>(Ⅷ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 実質再エネ食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅰ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 実質再エネCプランL</p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input checked="" type="checkbox"/>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 実質再エネCプランL</p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、<input checked="" type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 食べとくエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 食べとくエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>□</u>に該当し、かつ、<u>△</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>△</u>に該当し、かつ、<u>□</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)~(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 実質再エネ食ベとエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)~(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 実質再エネ食ベとエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとエコプラン C-L (東北電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>□</u>に該当し、かつ、<u>△</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>△</u>に該当し、かつ、<u>□</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 実質再エネ動力プランL</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること <u>ハ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 実質再エネ動力プランL</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>